

2017年1月17日

au 損害保険株式会社

KDDI 株式会社

国内初の「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償」付き自転車向け保険を販売 ～ さらに au 損保は東京都と連携し、自転車ルール・マナーの啓発の支援も開始 ～

au 損害保険株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：亀田修造、以下「au 損保」）と KDDI 株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：田中孝司、以下「KDDI」）は、2017年1月17日より、国内初^(注1)となる、ヘルメット着用中の死亡事故に対して保険金をお支払いする特約^(注2)（以下「本特約」）をセットした自転車向け保険の販売を開始します。

交通事故による死傷者数で「自転車事故」を原因とするものは「自動車事故」に次ぎ2番目に多く^(注3)、自転車死亡事故において頭部損傷を原因とする死亡者は全体の約6割を占めています^(注4)。また、ヘルメットを正しく着用することで死亡割合が4分の1に減少する事^(注5)も報告されています。au 損保は、正しいヘルメットの着用が自転車の安全利用の促進につながると強く認識し、本商品を開発しました。

本特約は、正しくヘルメットを着用して自転車搭乗中に死亡した場合に、死亡保険金とは別に「死亡特別保険金100万円」をお支払いするものです。本特約は au 損保が提供・販売する全ての「自転車向け保険」、KDDI が販売する「au 自転車向けほけん」^(注6)のご契約に追加保険料なく自動的にセットされます。本特約の提供を通じ、ヘルメットの着用による安全意識の向上を目指してまいります。

なお、本商品は、au 以外のお客さまもご加入いただけます。

au 損保は、これまで全国各自治体との「自転車の安全利用に関する協定」締結^(注7)、イベント協賛等を通じ、自転車の安全・安心な利用環境の整備に取り組んできました。本商品は、東京都と2016年7月に締結した協定に基づく取組みの一環でもあります。

さらに、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」改正^(注8)（2017年2月1日施行）により、自転車小売業者による販売時の交通ルール等の啓発が義務化されることに合わせ、東京都は交通ルール等をまとめた「自転車ルール・マナー確認書」を都内すべての販売店に提供する予定です。au 損保は、都の取組みへの支援として、確認書の作成・提供を行います。

なお、本日1月17日16時20分より、東京都庁にて、東京都 小池知事、東京都自転車商防犯協会 小澤会長および au 損保 亀田社長の3者間で、「自転車安全利用啓発の促進に関する協定」の締結式を執り行います。

【販売開始時期】^(注9)

2017年1月17日（対象契約：保険開始日2017年2月16日以降のご契約）

【関連団体から大きな反響をいただいています】

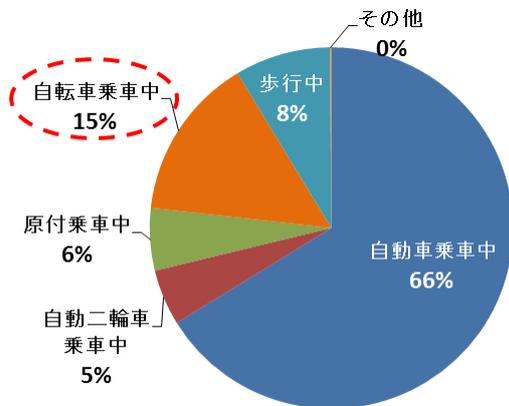
- 東京都/青少年・治安対策本部
「都は、事故による被害軽減の観点から自転車利用者にヘルメット着用の努力規定を設けています。このたび、都との協定に基づき、「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約」を開発し、ヘルメット着用促進のために御尽力頂いたことを感謝いたします。」
- 一般社団法人日本ヘルメット工業会
「安全なヘルメットを提供する当会では、ヘルメット利用及び、ヘルメットに対する意識の醸成に寄与するものとして、au 損保の「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約」付きの自転車向け保険の普及を推奨します。」

今後も、au 損保、KDDI は、自転車向け保険の提供を通じて、今後も皆さまの安全で安心な楽しい自転車生活をサポートしてまいります。

(注1) 国内の損害保険会社のインターネット申込み可能な「自転車向け保険」において。(2017年1月12日現在。au 損保調べ)

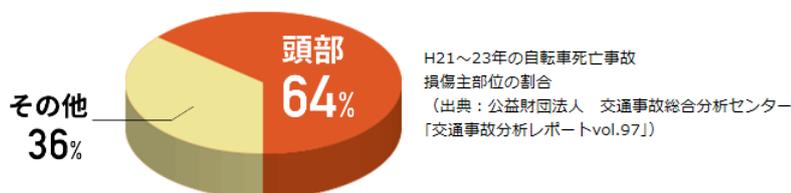
(注2) 正式名称「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約」

(注3) 平成27年における状態別死傷者数比率(%)
〔警察庁交通局「平成27年における交通事故の発生状況」を基に算出。〕



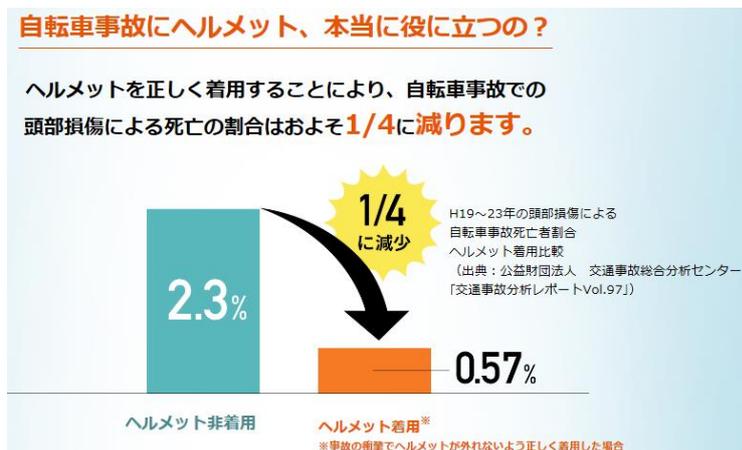
(注4) 死亡事故原因損傷別データ [au 損保作成]

自転車での死亡事故、体のどこを損傷することが多い？



自転車事故による死亡者は、主に**頭部**を損傷。

(注5) ヘルメット着用、非着用における死亡率データ [au 損保作成]



(注6) 「au 自転車向けほけん」は、KDDI が取扱代理店として、au 損保の自転車向け商品を販売する際の商品名称です。au 損保の商品名称と異なりますが、補償内容・保険料は、au 損保の商品と同一です。

(注7) (協定締結-2016年3月/大阪府・7月/東京都・9月/埼玉県)

(注8) 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」改正(2月1日施行)

- ・自転車小売業者等に対して、自転車利用者に対する自転車利用に関するルール・マナーの啓発を義務化
- ・高齢者に対するヘルメット着用の助言を親族等が行うことや、児童に対するヘルメット着用の対策を保護者が行うことを努力義務化(すでにヘルメット着用に関しては、自転車利用者全てに努力規定あり)

詳細は東京都ホームページにてご確認ください。

(注9) 本商品は、2月16日以降に保険(補償)を開始するご契約を対象としており、1月17日よりお申し込みが可能となります。現在、ご加入中のご契約は、ご継続時に本特約がセットされます。(保険期間の途中からセットされることはありません。)

■「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約」の概要

項目	具体内容
名称	ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約
補償内容	ヘルメットを着用して自転車に搭乗中に事故により死亡された場合に、通常の死亡保険金とは別に、「ヘルメット着用中死亡特別保険金」をお支払いします
保険金額	100万円
保険料	本特約セットによる追加保険料はありません
対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ・au 損保「自転車向け保険」Bycle、Bycle Best、Bycle S ・KDDI「au の損害ほけん：au 自転車向けほけん」Bycle、Bycle Best、Bycle S ・サイクルベースあさひ「あさひオリジナル自転車保険」サイクルパートナー ※上記全てのプランに本特約が自動的にセットされます ※2017年2月16日以降を保険開始日とするご契約から対象となります
対象となるヘルメット	SG マークや、CE マークなどの一定の安全基準をクリアしている自転車用ヘルメットや二輪車・原動機付自転車の乗車用ヘルメットが対象となります

詳細につきましては、au 損保ホームページ(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)をご確認ください。

以上

■本文書はリリース専用であり、募集目的文書等、他の目的の為に使用することは固く禁じます。

【お客さまからのお問い合わせ先】

au 損害保険株式会社	カスタマーセンター	TEL 0800-700-0600
KDDI 株式会社	au フィナンシャルサポートセンター	TEL 0120-907-100